

令和7年度第2回 京都地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年7月31日（木）

午前9時30分～午前11時01分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和7年度 第2回 京都地方最低賃金審議会

令和7年7月31日（木） 午前9時30分～11時01分
（京都労働局 6階会議室）

●労側委員、■使側委員、◆意見発表者、○公益、事務局

○川部賃金室長

それでは定刻となりましたので、これから第2回京都地方最低賃金審議会を開催いたしますが、開催前に事務局から、傍聴者等の出席状況について報告をさせていただきます。

会議は公開としておりますが、本日の傍聴者の出席は、9名となっております。

また、赤旗京都分室の記者の方が1名、同席されています。

また、本日、勝手ながら、本省研修生が3名、研修目的で同席をさせていただきますことをご了承願います。

配布資料の確認になりますが、本日、議事次第と提出資料が1から17まであります。

それから、当日追加資料も1種類、資料ナンバー7、資料ナンバー8と裏表で印刷したものがございます。

あと、各委員の皆様の机上には、専門部会委員の委嘱状及び第3回本審の開催通知を置かせていただいておりますのでご確認ください。

皆様方のほうに、お配りしている資料に不足等はないでしょうか。なければ、進めさせていただきます。

それでは会長、開会をお願いいたします。

○岩永会長

おはようございます。

ただいまから、第2回京都地方最低賃金審議会を開催します。

では、本日の出席状況の報告をお願いします。

○川部賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、総数14名の出席により、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

○岩永会長

本審議会が、成立していることを確認します。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

それでは、労働者側は、大西稔委員にお願いします。

使用者側は、石垣委員にお願いします。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

本日最初の議題は、特定（産業別）最低賃金の改正・決定の必要性にかかる諮問についてです。

事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

皆さんにお配りしました提出資料の資料ナンバー 1 が特定最低賃金の改正に関する申出一覧表、資料ナンバー 2 から 8 が申出書の写しになりますが、資料ナンバー 1 の申出一覧表をご覧ください。

本年度は現時点で、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業について、労働局長に対して改正の申出が出されています。

また、百貨店・総合スーパー・ドラッグストアの括り、百貨店・総合スーパー・ホームセンターの括りで、新設決定の申出が二つ出されています。

なお、資料ナンバー 1 の表の⑥・⑦の百貨店・総合スーパーの申し出に記載されている適用労働者数についてですが、この表の欄外、注の二つ目を見てください。

ここに出ているように、令和 6 年度の日本標準産業分類の改正によりまして、今年度の最低賃金基礎調査の対象の母集団である総務省統計局『令和 4 年次フレーム』から、該当産業に係るデータの提供を受け、当局で独自に集計した労働者数ということになります。

令和 6 年度の日本標準産業分類の改正では、「各種商品小売業」の細分類 5611 で同じ括りになっていた「百貨店、総合スーパー」が、5611 の「百貨店」と 5621 の「総合スーパーマーケット」に分割され新設されました。

また、「その他の小売業」に分類されていた「ドラッグストア」と「ホームセンター」も、「各種商品小売業」に変更されました。

しかし、経済センサスが 5 年に 1 回の調査のため、総務省のデータからデータの提供を受けて独自集計しないと、該当産業の適用労働者を把握することができないため、こうした対応をしたということになっています。

それでは、本日、改正 5 業種と新設 2 業種の合計 7 業種の申出がありましたの

で、局長から、特定最低賃金の改正・新設決定の必要性の有無について諮問をさせていただきますこととします。

局長、会長、準備のほうをお願いいたします。

○角南労働局長

それでは諮問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ、諮問文を手交)

○川部賃金室長

それでは、諮問文の写しを配布させていただき、事務局のほうから諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文の写しを配布)

○川部賃金室長

京労発基0731第1号

令和7年7月31日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃殿

京都労働局長 角南 巖

京都府特定（産業別）最低賃金の改正及び新設決定の必要性の有無について
(諮問)

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下表のとおり最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第21条の規定により、当該最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以下、7業種が書いてありますが、上から順番に、略称で恐縮ですが、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、各種商品小売業の改正の必要性、百貨店・総合スーパー・ドラッグストアと百貨店・総合スーパー・ホームセンターの2業種の新設決定の必要性の有無について、京都地方最低賃金審議会の意見を求めるとの内容でございます。

それでは、局長から一言、お願いいたします。

○角南労働局長

本年度は、5業種の改正の申出、それから2業種の新設決定の申出がございま

した。これを受けて諮問をさせていただくところでございます。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブより設定いただくものでございます。改正決定等の必要性につきまして、ご審議いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○岩永会長

ただいま局長から、特定最低賃金について5業種の改正及び2業種の新設決定の必要性の有無について、諮問を受けました。

令和7年度の特定最低賃金の必要性審議の方法については、全員協議会で行い、当該産業の関係労使の意見が十分反映した形で審議を進める目的で、関係労使の意見聴取を実施することを第2回全員協議会において決定しております。

それでは、今後の特定最低賃金の必要性審議に係る審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

今後の必要性審議の日程は、地域別最低賃金の審議日程が流動的なため、本日時点で日時は確定できませんが、9月2日、3日に必要性審議のための全員協議会を開催し、関係労使の意見聴取を実施する予定としております。皆様には、その日程を確保いただいているところです。あくまで現時点においてということになります。

5業種の改正と2業種の新設決定に係る必要性審議となると、少なくとも2日の審議日程が必要と想定しておりますので、本日以降、労働者側、使用者側双方において関係労使の意見聴取に向けたご準備を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは、以上となります。

○岩永会長

事務局から提案のあったスケジュールに基づき、本日以降、労働者側、使用者側双方においてご準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

次の議事は、地域最賃専門部会委員の任命についてです。

では、事務局から報告をお願いします。

○川部賃金室長

13ページ、資料ナンバー9の専門部会委員名簿をご覧ください。

専門部会委員の任命につきましては、7月18日付で京都府最低賃金専門部会委員として任命させていただいております。

本来ですと、お一人ずつ紹介させていただき、ごあいさつをいただくべきところですが、時間の関係で省略させていただき、各委員のほうで名簿をご確認いただくことで、ご報告に代えさせていただきたいと思っております。

事務局からは、以上です。

○岩永会長

次の議事は、京都府最低賃金の改正にかかる関係労使の意見聴取についてです。

本日は、4団体と個人1名から提出された意見書に関わって、参考人から意見発表があります。

事務局で進行をお願いします。

○川部賃金室長

地域別最低賃金の改正諮問に係る関係団体の意見聴取の公示を行いましたところ、4団体と個人1名から、意見発表届が提出されました。

提出資料14ページの資料ナンバー10から14の意見発表届をもとに、その要点等について意見発表を行っていただきます。

意見発表の内容について、各委員から質問等がございましたら、各発表の後にお願いいたします。

発表の順番は、届出順に並べました資料の順番とさせていただきます。

なお、意見発表の時間は、各団体・発表者、お一人6分間をお願いします。発表者の皆様方には、時間厳守でよろしくお願いいたします。

1分前の5分を過ぎたところで、事務局からお声かけをさせていただきますので、6分以内でまとめていただくようお願いいたします。

また、意見発表の内容は、地域最低賃金の改正に関わる内容に限定させていただきますので、こちらもルールに則ってお願いいたします。

それでは、最初の発表者は、14ページ、資料ナンバー10の京都弁護士会副会長の分部りか弁護士です。

なお、労働と社会保障に関する委員会委員の中村和雄弁護士にも同席いただいておりますが、ご質問が出された場合は中村弁護士からお答えいただくとお聞きしております。

では、意見発表をお願いするのですが、少ししタイムをはかる関係で、「どうぞ」と言います。それではスタートしてください。

◆京都弁護士会 分部弁護士

京都弁護士会、労働と社会保障に関する委員会の担当副会長をしております

弁護士の分部です。本日は会を代表いたしまして、こちらで意見を述べさせていただきます。

当会はすでに、本年6月12日に会長声明を発出し、京都地方最低賃金審議会に、最低賃金の大幅な引上げを求めたところです。改めてこの機会におきまして、最低賃金額の引上げを求める意見を申し述べるものであります。

資料は、お手元の資料の15ページにあります会長声明となります。

ロシアのウクライナの侵攻などに起因する燃料・資源価格の高騰や、続く円高による輸入コストの増加の影響で、食料品や光熱費など生活関連品の価格は上昇を続けております。私も、家の中でメインの家事従業者ですが、日々の生活の中で、食料品の価格が非常に上がっているということを身をもって体感しております。

消費者物価指数によれば、2020年を100としたときの2025年3月の消費者物価指数は111.1であり、同年前月比でも3.6パーセント増とされています。

食料費の指数は124.2、同年同月比は7.4パーセント増であり、生鮮食品はそれぞれ130.0、13.9パーセントです。特に食に関する物価上昇は、ほぼ毎日、皆さん、委員の先生方も感じているところかと思えます。

このような物価上昇を背景として、実質賃金は2022年から3年連続で低下しています。食に関する物価の顕著な上昇と実質賃金の下落は、家計に占めるその割合が大きい低所得世帯に対しては、相対的により大きな影響が出ていることが推認されます。

こちらの地方最低賃金審議会で、昨年8月、当時の最低賃金は時給1,008円から50円を引き上げて1,058円に改正することが適当であるという答申を行っていただき、同年10月より、最低賃金は同額に引き上げられています。上記引上額は過去最大であり、評価できるではありますが、消費者物価指数の上昇を加味すれば、最低賃金水準で働く労働者の生活が豊かになったとまで評価することはできないと思います。このような指数の稀な上昇を記録し、実質賃金が低下し続けている今日において、最低賃金もこれに応じて増額されるべきと考えます。

最低賃金の地域格差は依然として大きく、是正されていないことも重大な問題と考えます。

2024年の最低賃金は最も高い東京で、時給1,163円であるのに対し、最も低い秋田県では951円です。その間には212円の開きがあります。この格差は、10年来まったく是正されていません。

この地域最低賃金の高低と人口増減には強い相関関係があります。最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減、そして経済停滞の原因にもなっています。都市部への労働力集中を緩和し、他の地域に労働力を確保することは、地域

経済の活性化のみならず、都市部への一極集中からくるさまざまなリスクを分散するうえでも、極めて有効と考えます。

この点について徳島県では、中央最低賃金審議会が示した前年比 50 円という引上額を大幅に上回る 84 円の引上げが行われたことは注目すべきです。これにより徳島県は、四国内で最も低かった最低賃金が、最も高くなりました。

さて、地域別最低賃金を決定する際の考慮とされる労働者の生活費ですけれども、最近の調査によれば、都市部と地方ではほとんど差がないという分析がなされています。よく言われることですが、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費、不動産の価格が低いものの、公共機関の利用が制限されていますので、自動車の保有を余儀なくされるという背景があります。このような自動車にかかる費用を考えれば、都市部と地方部での生活費の差はそれほどないと考えべきであり、全国一律の最低賃金を実現すべきです。

最低賃金の引上げに伴う中小企業の支援もやはり必要だと考えており、現在、国は、業務改善助成金制度による支援を実施しています。でも、この支援が十分だと考えておりません。例えば国による社会保険の事業者負担部分を免除・軽減することや、原材料費などの原価上昇を取引に正しく反映することなどの法規制が必要だと考えています。

最低賃金引上げには、地域経済を活性化させる効果があります。引き続き国に対しては、中小企業に対する十分な支援を求めていくとともに、中央審議会が最低賃金を大幅に引き上げることを求めるとともに、こちら（京都地方最低賃金審議会）においても、地域格差がないような最低賃金の設定をしていただくようお願い申し上げるしだいです。以上をもちまして、私の意見陳述は終了させていただきます。ありがとうございます。

○岩永会長

どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などはございませんか。いかがでしょうか。

○河原委員

河原でございます。意見陳述、ありがとうございました。

ご意見の中の裏面 3 のところで、中小企業への支援のことを発表されているのですが、支援策等は大変重要だと考えております。その中で、例えば助成金や補助金などによる補填ではなくて、書かれているのが、法規制をすることと支援策を有効と考えられていると感じました。

原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能とする法規制と

して、下請法の強化などが行われていると思うのですが、そこ（意見資料）に書かれている「社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することを可能にする法規制」というのはどのような内容が考えられるのか、その具体的なものがございましたら教えていただきたいと思います。

◆京都弁護士会 中村弁護士

京都弁護士会の中村です。

社会保険料の減免に関しては、確かに昨年の商工会議所などが行った中小企業に対する事業者アンケートでも、74 パーセントの圧倒的な中小企業の皆さんが、ぜひ最低賃金引上げにあたって、改正してほしいという要望があります。この制度は、実は韓国とかフランスとかが実施している制度であって、いわゆる社会保険の事業主負担の部分を国の財政のほうから支出するという形で運用するというのが、法改正でできるので、それをぜひやっていただきたいということです。

それとは別に、最近、国のいろんな支援策が少し増えてきました。いろんな中小企業への支援ということがだいぶん出てきたので、従来に比べると充実は少ししていますが、まだまだ不十分だと思います。それから、私たちも徳島の調査などに行って、徳島とか山形とか県の独自の支援策というのはかなり充実しています。残念ながら、京都はまだそういうものがないんですが、京都府でもそういうことを考えていただけたらという形で考えています。

それから価格転嫁というのは、確かに下請法などが一部改正されて、従来に比べたら、少し強化されていますが、必ずしも零細企業、中小企業などの下請業者が、そういうことをしっかりと通報するということがなかなか困難なので、そういう調査などの制度はもう少し充実しないと、実際に実効あるものになっていないと、現在の下請法の改正の段階ではまだ不十分だというふうに考えています。

○岩永会長

そのほか、ご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは次の発表者について、事務局よりお願いします。

○川部賃金室長

次の発表者は、17 ページ、資料ナンバー11、龍谷大学経営学部細川研究室の3回生の大学生、居場光春さんです。

それでは、開始してください。

◆龍谷大学経営学部経営学科（3回生） 居場氏

失礼いたします。私、居場光春と申します。本日は貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私立大学学生という立場から、最低賃金引き上げに関する意見陳述をさせていただきます。本報告の流れは、資料 18 ページのとおりです。

19 ページで、私のまず紹介をさせていただきます。

龍谷大学経営学部 3 回生の居場と申しまして、21 歳でございます。労働状況といたしましては、京都府のドラッグストアにてアルバイトをしております。基本時間給は 1,058 円ということで、京都府の最低賃金で働いております。

生活状況といたしましては、実家で暮らしておりますが、私立大学の学費等は自ら支払っております。アルバイト収入と、こちらに記載させていただいている形での貸与奨学金を受けているという状況でございます。

私の要求といたしましては、京都府最低賃金を 1,200 円に引き上げていただきたいというところであります。根拠といたしまして、三つ挙げております。

一つ目が、連合リビングウェイジ調査算定額、京都府の算定額が 1,200 円であるということ。

2 つ目は、後ほどご紹介いたしますが、1,200 円で働く学生、大阪府の学生の参考事例から、最低でもそのレベルに引き上げる必要がある。いわゆる最低賃金の地域差是正というところであります。

三点目が、現状を言えば多くの時間をアルバイトに割かねばならず、いわゆる学生本来の活動時間というのが、まったく確保できていない状況にあるというところです。

資料 20 ページ、根拠 1 として挙げた連合リビングウェイジ算定額とは、こちらに記載のとおりですが、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体制を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に試算されているもので、昨年度、京都府の数値が出て、1,200 円となっています。算定額の根拠については、同資料を参照いただきたいですが、この連合の詳細な算定額で 1,200 円となっておりますから、そちらをぜひ目指していただきたいです。

そして 3 番目、事例ということで、ここから私と大阪府の学生の生活実態についてご紹介をいたします。

まず私は、先ほども申し上げましたが、1,058 円のドラッグストアでアルバイトをしております。昨年度の平均労働時間といたしましては、月平均およそ 70 時間、働いていたという実績になります。

こちらは昨年度の収支ですが、アルバイト収入としては、年間、大体 90 万円ほど稼いでおり、日本学生支援機構の第 2 種貸与奨学金が、月額 5 万円のものを 12 か月でするので 60 万円。そして学生支援機構以外からの給付奨学金を 20 万円

ほどいただいて、あと家庭から2万円というところで、172万円の稼ぎに対し、支出としては、私立大学の年額104万円の学費支払いと、その他、食費などもあわせまして152万円ということになっております。

続いて21ページ、こちらが大阪府の学生の生活実態で、私のゼミ生の友人になるわけですが、実家暮らしであり、大阪から龍大のほうに通っている学生です。学費のほうは親御さん負担ということですが、通信費や交通費などは自ら支払っているという状況です。1,200円の基本時間給で働いており、昨年度は65時間ほど平均で働き、収入として95万円を稼いだということです。

そして、5番目、最低賃金引き上げによる効果についてです。京都府の最低賃金を1,058円から1,200円に引き上げると、学生の立場から考えてどのような効果があるかを記載させていただき、まずは学生の労働時間を短縮することができ、時間的な余裕ができるということです。学生本来の活動に時間を割けるということで、学業とかに時間を割くことができます。

そして昨年度、私は90万円、月平均70時間稼ぎましたけれども、こちらを1,200円に引き上げると、62.5時間で稼げますから、その分、時間の余裕ができるということです。

また、こちらは重要な項目ですが、貸与奨学金月額を減額できるということで、私は5万円、月に借り入れておりますけれども、最低賃金を引き上げ、アルバイトの収入が増えることによって、その際、奨学金の月額を減額でき、最終的には将来的に返していかなければならない借金を減らせるということです。

また、逆に言えば、稼ぎたい人はさらに稼ぐことができるということで、潜在労働力を喚起することができますし、また、実際にこれは私の友人の例ですが、京都府に住んで、大阪の大学に通っている学生が、時給の高い大阪で働きがちな傾向があります。そういった時給の高い地域で働いている学生を京都に呼び込むことができるということです。

そして最後の22ページ、改めまして私のほうから、京都府最低賃金1,200円への引き上げを求めます。本報告はリアルな学生の生活実態に基づいて、最低賃金引き上げの要求を行いましたから、いわゆる事例紹介の域を出ておらず、一般性に欠けていることは否めません。しかし、この学生のリアルな立場からの要求を行えたことは、本日、大変有意義だったと感じております。

また本報告は、実家暮らしの学生を取り上げましたけれども、いわゆる下宿生の生活実態というのは、より厳しいものであることにご留意いただきたいところです。

私の本報告が、京都府最低賃金の引き上げの一助になれば幸いです。

以上になります。ありがとうございます。

○岩永会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などございますか。

はい、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

学生本来の活動時間が確保できないということについて、大学の現在の状況をご存じない方も多いかと思いますので、具体的に新たな事例とか、見聞きした事例で結構ですので、具体的にどのような問題が生じているのかを教えてください。

◆龍谷大学経営学部経営学科（3回生） 居場氏

はい、ありがとうございます。

実際に、やはりアルバイトに時間を割かなければならず、例えば時給が高い深夜帯に働いている学生なんかは、授業に出られないとか、授業に出ても授業中に寝てしまうという状況が散見されます。

また私に関しては、月 70 時間ですから、それほどすごく働いてるわけではございませんが、場合によっては月に 90 時間ほど働いてた月もあり、そういった月はほんとうに、勉強したいのにできないというような状況があったりするというところです。以上です。

○岩永会長

ほか、ございませんか。

私からも一つ、よろしいですか。私も大学教員をしているので、学生にはできるだけ勉強してほしいと思うところですが、よく学生がアルバイトをして、試験期間中でもなかなかシフトから外れられないという話も聞いたりします。そのあたり何かご存じのこととかがあれば教えてください。

◆龍谷大学経営学部経営学科（3回生） 居場氏

私の周辺でも、やはり試験期間でも入ってくれと言われて、入らざるを得ないという状況があります。現在、私の大学は試験期間ですが、実際に私の友人も、全然、試験勉強できず、働いているという学生も何人かいます。そういった意味では、やはりそういうアルバイトの構造自体の問題もあるのかなと思っています。

○岩永会長

もう一点、この問題についてのもう一つの解決策として、学費を無償化するというような考え方もあると思うのですが、そのあたり何かご見解とかがありましたらお願いします。

◆龍谷大学経営学部経営学科（3回生） 居場

私個人としては、やはり自身の収入で学費を払っている立場からしますと、やはり現状の学費に関しては、どちらかと言うと、奨学金制度をより拡充していただきたいという立場になります。私は第2種貸与奨学金なのですが、19ページに記載していますが、302万円を返済しなければならないという状況があるので、さすがにこれはかなりきついです。例えば利子が付かない第1種のいわゆる家庭基準を緩和していただく、あるいは、より給付奨学金の制度を拡充していただくといった奨学金制度での対応を検討いただきたいところです。

○岩永会長

ありがとうございます。

ほか、何かございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

次の発表者について、事務局よりお願いいたします。

○川部賃金室長

次の発表者は、23ページ、資料ナンバー12、京都地方労働組合総評議会事務局次長の林眞也さんです。

準備はよろしいですか。はい。そしたら開始してください。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

京都総評事務局次長の林です。本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

はじめに2025年度の答申において、中小企業への支援が最低賃金引き上げに不可欠であるとの観点から、消費税や社会保険料の負担軽減、業務改善助成金の要件緩和、そして新たな直接支援制度の創設が明記されたことは、私たち、京都総評の長年の主張と一致するものであり、大変意義深く受け止めております。

審議会の皆様の真摯なご議論に、改めて感謝申し上げます。

さて、最低賃金の水準は、働く人の暮らしの土台です。京都総評が2023年に発表した最低生計費試算調査では、京都で一人暮らしをする20代の若者が普通に暮らすには、時給1,700円、月額24万円以上が必要となりました。

しかし、2025年にアップデートした最低生計費試算調査では、男性で時給

1,895 円、月額 28 万 4202 円。女性で時給 1,889 円、月額 28 万 3391 円が必要であるという結果になりました。

しかし、現在の京都府の最低賃金は 1,058 円。フルタイムで働いても月 18 万円程度、年収にして 220 万円ほどしかありません。これでは生活は成り立たず、若者が将来を描けない現実があります。

この問題は、京都だけに限りません。静岡や東京、新潟などでも同様の試算が行われ、最低生計費水準はいずれも 1,900 円に迫っています。

実際に昨年、徳島県では、全国平均を大きく上回る 84 円の引き上げが行われました。別表 2 を見てもらいますとわかりますように、倒産は増えず、実質賃金は 9 か月連続でプラス、パートの新規求職者も増加するなど、生活と経済の両面に明るい効果が見られています。

東京商工リサーチによりますと、2024 年度の企業倒産は、物価高騰、後継者難倒産が多く、帝国データバンクの調査では、人手不足倒産が過去最多となっています。最低賃金の引き上げは、生活改善と経済成長を両立させる施策だと改めて強調したいと思います。

こうした流れを踏まえ、政府も 2025 年、中央最低賃金審議会の目安を上回る引き上げを行った都道府県に対し、補助金や交付金を活用して重点的な支援を行うことを閣議決定しました。都道府県の主体的な判断を後押しする明確な国の方針が示された今こそ、京都でも、国の支援メニューを最大限に活用できるよう直接的な支援策を政府に要望し、大幅な引き上げを果敢に進めるべきときです。

そのためにも、中小企業への実効ある支援策の整備はかせません。現行の業務改善助成金は要件が厳しく、現場での活用は限られています。

岩手県では、60 円の賃上げを行った中小企業に対して、一人当たり 6 万円の支援金を支給し、申請件数は 2 万人を超えています。徳島県でも、一時金の支給など、県独自の支援策が展開されています。こうした柔軟で即効性のある制度を国や府でも整備することが求められています。

さらに、価格転嫁の困難さも深刻な課題です。中小企業同友会の調査では、2025 年度に賃上げを行った企業のうち、価格転嫁 0 が 3 割を超え、1 から 3 割程度しかできていない企業が、さらに 27 パーセント。つまり多くの企業で、賃上げ分が自社負担となっており、長期的には持続できません。公正な取引環境の整備が急務です。

私たち、京都総評が、こうした要求を社会全体の声として広げるべく、京都労働局宛てに最低賃金の引き上げを求める署名を 3 年連続で 1 万筆以上集めて提出しました。この署名には、働く仲間だけでなく、地域の多くの市民の声が込められています。これは、今の最低賃金では生活できないという切実な実感と引き

上げの強い期待の表れです。

今年度の審議会におかれましても、こうした生活実態と地域経済の課題、そして市民の声を踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げと、中小企業支援の抜本的拡充をあわせて打ち出していただけよう、強く要望を申し上げ、私の発言といたします。ありがとうございました。

○岩永会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などございませんでしょうか。

河原委員、お願いします。

○河原委員

河原でございます。ご意見ありがとうございました。

徳島の件で、私も去年すごいなと思っていたのですが、今教えていただいたように、最賃をそれだけ上げても、特に倒産件数が増えていないし、それと有効求人倍率も増えている、新規求職申込数がプラスになっていると教えていただきました。その前に徳島は、県民一人当たりの所得や県内総生産、労働生産性が全国でトップ10に入っているということも教えていただきました。

京都ですが、こちらの中で、徳島は全国トップ10ということですが、京都はどのあたりにいるかというのは、ご存じでしたら教えていただきたいのですが。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

ごめんなさい。そこまでは調べられていないです。申し訳ないです。

○河原委員

わかりました。

あと直接的な支援として、岩手県とか徳島県がいろいろされているということも教えていただきました。徳島県のところを見ると、やはり申請には、業務改善助成金のように一定の要件があったように思ったのですが、岩手県のほうは特に厳しい要件とかは。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

厳しい要件はなかったと思います。

○河原委員

特になく、直接的に一人当たりいくらという。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長
いくら以上に上げればという要件はありました。

○河原委員
じゃあ、使いやすいということですね。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長
そうですね。賃金を直接上げれば、その分、補助するという。

○河原委員
わかりました。ありがとうございます。

○岩永会長
ほか、ございませんでしょうか。

○櫻井委員
ご意見どうもありがとうございました。
掲載されているデータについて、少しお伺いしたいのですが、表1のところで、おそらくこれは独自調査に基づいて行った2018年の消費支出に関して、2025年アップデートされたということですよね。それを比較されていると。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長
そうですね。

○櫻井委員
新たに、2025年にも調査を行われたということですよね。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長
そうです。2025年調査したのが、30ページからの資料になります。

○櫻井委員
なるほど。わかりました。
住居費はむしろ結構下がっていたりとか、被服のところが非常に高くなっていたりとかして、ちょっとデータの揺れが大きく感じる印象を受けたのですけども、そのあたりは何か理由があるのでしょうか。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

住居費のほうにしましては、調べたときに掲載されている家賃がさまざまで、時期的な問題があります。4月とかの空が多いときだったら料金が安かったりするというので、少し差が出てるのかなと思います。

被服にしましては、最近の学生たち、20代若者の傾向としましては、特定のものにすごくこだわりを持つ傾向がありまして。例えば、靴だけはいい物を買いたいとか、休みのときはいい服を着たい。でも、普段はそこまで高くなくてもいいという意味で、少し値段が上がってきているのかなと思われます。

○櫻井委員

なるほど、わかりました。

そういうことの影響を受けてか、変動がやや大きいので、データの信ぴょう性みたいところが少し気になって、お伺いした次第です。

もう1点、次の25ページの資料のところで、京都総評が昨年7月に最低賃金の引き上げに伴う経済波及効果を計算なさったという説明があります。簡単に説明していただくのは難しいのかもしれないのですが、一般的に、やはり最賃が引き上げになるということは、事業者側にとっては、人件費でコストが上がる、そういうネガティブな影響を与えるものとして受け止められがちなのですが、こちらの結果では、京都府の企業や事業所の生産も1,655億円増加するという試算がされていますよね。

このあたりは、波及の効果がどういうふうにもたらされるという試算なのでしょう。人件費が上昇するコストを差し引いても、それを割り引く、何か新たな生産を増加させるポジティブな効果のほうが大きいのという試算の結果とは思いますが。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

その詳細なデータを本日持ってきていないので、この場ですぐにお答えができないです。申し訳ないです。

○櫻井委員

わかりました。

賃金引き上げで所得が増えるので、それが、より多く消費に回ってという。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

はい、回して地域にという。

○櫻井委員

それを足し合わせると、人件費分のマイナスよりもプラスを生み出という、そういう試算でいらっしゃるということですよね。

◆京都地方労働組合総評議会 林事務局次長

はい。

○櫻井委員

細かいことをお聞きしましたが、ご説明ありがとうございます。

○岩永会長

そのほか、ご質問ありますでしょうか。

ないようですね。

では、どうもありがとうございました。

それでは、次の発表者について事務局よりお願いします。

○川部賃金室長

次の発表者は、61 ページ、資料ナンバー13、京都生協労働組合書記長の中嶋萌さんです。

よろしいですかね。はい、それではよろしくお願いします。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

本日は意見陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。京都生協労働組合、生協労組で書記長を務めております中嶋萌と申します。

私からは、若手正規労働者の声と、京都総評青年部の取り組みの企画から見た傾向の話、非正規労働者の話を紹介させていただいた後、最低賃金 1,900 円の必要性をお伝えしたいと思います。

私は、職場で労働組合の専従をしており、特に春闘の時期に各職場を訪問して、現場で働く労働者の困っていることなどの聞き取りをしています。そこで出た声を紹介します。

非正規職員として働いている若手は、一人暮らしをしていると、家賃や光熱費など、必要経費にほとんど給与を持っていかれてしまいます。そのため、「お昼代を浮かすために、小麦粉を水で溶いて焼いただけのものを昼食に食べている」、「遊びに行くお金を確保するために、その前日の晩ご飯は抜いたりする」という声が上がっていました。

京都生協労組の若手は、特段、最賃近傍で働いているわけではありません。むしろ時給換算すると、1,500 円を少し超えるほどです。それでもこんな生活をしている実態があります。

またこの間、京都総評青年部では、「わたしの家計簿」という企画を行っています。1 か月間、毎日の支出を家計簿に記録し、自分の時給を意識しながら過ごしてもらうというものです。2025 年度は、現在実施期間中なので、2024 年度の結果を報告いたします。

京都医療介護労働組合連合会、全労連、全国一般労働組合京都地方本部、J M I T U 京滋地方本部など、7 単産 28 名が参加いたしました。

参加者のうち単身者 20 名、それ以外の世帯が 8 名でした。我々のモデル試算では、時給 1,900 円で働いた場合の月収 28 万 5000 円から、社会保険や家賃、税金等を除き、生活費に使える金額はおよそ 17 万 2686 円です。

一方で、参加者の平均支出額が 17 万 4895 円となっており、この手取り額と実際の支出を比べるとほぼ同水準になり、時給 1,900 円で、ようやく最低限の生活を送ることが可能であることがわかります。今現在でも、突発的な医療等に対応するのは難しいと考えられ、これ以下では、健康的な食事や学びへの投資は難しいと考えられます。

また、28 名中、貯蓄にお金を回せていたのはたった 3 名だけであったことから、政府が掲げる自己投資や老後への備えが難しいことがわかります。

次に、非正規労働者の話です。京都生協の上部団体である生協労連が発行している『パート労働黒書No.11』を資料としてお渡ししています。全国の生協の非正規労働者の声を集めたものなので、京都だけの話ではないのですが、特に京都の最低賃金に近い賃金でダブルワークしている方の話がありますので紹介します。

夫婦と子ども 1 人の 3 人暮らしで、夫婦どちらも非正規の家庭ではボーナスもなく、収入が少ない。車のローン返済もあるので、生活に余裕がなく、老後のお金もためられないという声がありました。子どもは、卒業したら専門学校に行きたいと言っており、お金がないから進学は難しいと言いつけているが、ほんとは好きなところに行かせてあげたいという話は胸が痛くなります。

また、子どもがいない共働きの夫婦の家庭からも、せめて年 1 回は旅行もしたいが、生活をさらに切り詰めないといけなくなるので悩ましい。この先も、ある程度まとまった金額で、家の修繕費用がかかってくるのが想定されるが、収入が増えることもないだろうし、とにかく節約しかない。お金も心も、すべてに余裕がない。物価高騰を上回る賃上げは、大企業の正社員だけのもの、非正規は関係ないように思える。政府が本気でそれを考えるなら、最低賃金の大幅引き上げで実現してほしいという切実な声が寄せられています。

私が『パート労働黒書』を読んだ印象としては、現行の賃金でも、本人の努力

しだいで娯楽などを極力削って、自分たちが、きょう生きるためのぎりぎりの生活は何とかできているものの、子どもの習い事や進学があったり、子どもがいない場合でも、病気にかかってしまったりすると、すぐに生活が破綻してしまう恐れがあると感じました。

また、年々、非正規労働者も増えており、人によって非正規である背景はさまざまです。非正規労働者でなくとも、非正規でフルタイム、もしくはそれに近い時間で働いているのなら、少なくとも人間らしい生活ができるだけの賃金が保障されるべきであり、時給 1,900 円以上を求めるのは、まさにその最低限のラインを実現するためです。

最後に、前後しましたが、「わたしの家計簿」の参加者の感想をここでご紹介します。

人間は、食べて寝るだけの生き物じゃないよなと感じました。

ほんとうにそうだと思います。人間なので外食もしたいし、人と遊びたいし、そのために晩ご飯を削るなんて、したくないし、年 1 回ぐらいは旅行したいのです。当たり前の欲求が、当たり前にかなえられるような最低賃金にしてください。最低賃金は、単に生活できるラインではなく、人間らしく生きられるラインであるべきです。そのために、最賃 1,900 円以上へ引き上げることを強く求めます。以上です。ありがとうございます。

○岩永会長

はい。どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などございませんでしょうか。

○櫻井委員

ご意見どうもありがとうございました。

ご提出の資料を見ていると、パートさんでも、時給には相当幅があるように見受けられたんですね。つまり最賃近傍の時給で働いてらっしゃる方もいれば、結構、さっきのご発言にもありましたけれども、わりと高い時給で働いてらっしゃる方もいるので、そのあたりの事情を聞かせていただけるでしょうか。もう 1 点、生協さんでこういう非正規で働いてらっしゃる方たちが、正職員に登用されるような、そういうルートはどのように整備されているのかということも、簡潔に教えていただければと思います。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

最賃に幅が、その資料の中になぜ幅があるのかということですね。

○櫻井委員

パートさんの時給で、相当幅があるように見受けられたので。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

一応それは、2024 年度の資料でして、先ほども申し上げたのですが、全国のものを集めています。なので、京都だけのものではないので、そういう状況になっています。

○櫻井委員

なるほど。そうすると、時給がすごく高い方というのは、最賃の水準も高い地域の方で、したがって高くなっているのですか。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

そうです。そのように予想されます。

●櫻井委員

そういうことですか、わかりました。

そうすると、同じ一つの例えば京都生協なら、京都生協の中で、パートであるという方の中で、こんなに時給の幅は実際にはないということですよね、京都だけで見れば。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

あ、そうですね。そうです、はい。

○櫻井委員

京都府の最低賃金プラスアルファぐらいの方が多いということですね。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

あと、パートから正規へ登用するルートは実際ありまして、一応、職種限定職員みたいなものがあります。いったんパートから、その職種限定に登用されて、それでまた職種限定で経験を積んだで、後に、正規社員に登用されるというルートが京都生協にはあります。

○櫻井委員

わかりました。制度としては、そういうものも整備されているということ。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

はい、整備されております。

○櫻井委員

そうすると、ダブルワークまでしないといけない、派遣の登録をしていると言っている方は、例えばそういうものを目指して、経験を積んだり、訓練を受けたりしながら、より恵まれた労働条件の働き方を目指すこともできるのかなと、一つは、そこは感じたところです。

それと、人手不足と言われている中で、もっと働きたいと思っている方がおられる。ダブルワークまでしている方がおられるのですが、生協さんとしては、希望があるからといっても、もっと労働時間を伸ばす、正職員並みに伸ばすというようなことは、なかなか要求しても認められないというのはあるのでしょうか。労働時間の問題もあると思うのですが。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

希望する人は、その労働時間を希望に合わせてということもできると思います。

あとはごめんなさい。先ほどあったように、正規登用を目指せるという話もあるのですが、人によっては、正規になると異動が重なったり、何て言うんですか。

○櫻井委員

転勤しないといけなくなる。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

そうですね。極端なことを言えば、（京都府）北部に転勤するということもあつたりするので、現実的には、目指したいけど難しいということはあると思います。

○櫻井委員

パートで働かざるをえないこともあるのですか。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

はい、そうです。

○櫻井委員

短時間の人がもっと労働時間を伸ばすことで、月収を高くするということは、

要求しても難しいですか。それは要求すれば。

◆京都生協労働組合 中嶋書記長

それはできるとは思います。

○櫻井委員

こまごま聞きましたが、ご説明いただき、どうもありがとうございます。

○岩永会長

ほかにいかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

はい、それではどうもありがとうございました。

○岩永会長

それでは、次の発表者について、事務局よりお願いします。

○川部賃金室長

次の発表者は、107 ページ、資料ナンバー14、ユニオンネットワーク・京都の服部恭子さんです。

ご準備はよろしいでしょうか。はい、では始めてください。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部事務局長

お時間を頂戴してありがとうございます。

きょう、委員の皆さんにぜひともお願いしたいことは、最低賃金が生存権の問題になってきているということ、それぞれの生活から実感するのは難しいかもしれませんが、ぜひお考えいただきたいということです。

ユニオンネットワーク・京都というのは、中小零細企業の労働組合などが集まってつくっているネットワークなんですけれども。そのネットワークとして、生存権デモというものに参加しています。

生存権デモというのは、生活保護費の引き下げに対する裁判が各地で起こっておりますが、京都は京都の裁判を支援しようというグループが集まって、生存権を求めるデモが始まったのはかなり前ですけども、それ以来、参加させてもらっています。

ことし最高裁で、生存権裁判「いのちのとりで裁判」についての判断が出されました。そういうふうな状況にある中で、最低賃金も生活保護費との整合性を考慮するということが、2008 年の法改正で定められておりますが、参考にされて

いるのは、おそらくは単身者の生活保護給付金だと思います。

私どもは、ILO第131号（条約）に書かれているように、「労働者とその家族の必要」という基準を付けるべきだとずっと考えており、日本で言えば母子世帯、父子世帯、子ども二人ぐらいまでのことを考えて、生活保護費を参考にしてほしいと思っております。

この審議会での参考資料は、前回、大部の資料が配られ、読むのが大変だったのですが、生活保護費との整合性ということに関して、母子世帯、父子世帯、ひとり親家庭の保護の給付金をどう考えるのかということについての資料がなかったと思います。見落としていたら、すみません。私が見た限りではなかったと思うので、それは少し残念だし、それをぜひ資料として参照していただきたいと思っております。

私どもの主張につきましては、従前とあまり大きな変わりはなく、直ちに1,500円、全国一律、できたら2,000円を目指そうということ。それから、物価に負けない賃金の早期引き上げということ。公開性については、毎年のように言わせていただいておりますが、議事録をできるだけ早く公開してほしい。審議会の最終の議事録、答申の時点の議事録を異議申し立てができる時期までに出してほしい。それを見てから、異議申し立てを書きたいという意見はずっと言わせていただいております。

それから、ことは判断材料として、国際水準ということを考えてくださいということで、観光都市京都では、インバウンドの方がたくさんいらっしゃいますが、基本的に日本は安い。安い日本になっていく現実があつて、基本的には労働者の賃金も非常に安い。国際的な水準からしてどうなのか、日本の実力としてどうなのかということ参照すべきではないかと思っております。

物価高との関係で言えば、もう言いたいことは山盛りあるのですが、私の周りでも、「お米代が高くなったので、美容院に行くのをやめました」と。どういう美容院に行かれているかは、よくわかりません。安い、リーズナブルな美容室では、最近1,500円から1,800円ぐらいで、とりあえずカットだけはしてくれるというところもあるし、カットだけでも5,000円ぐらいするところも普通にあると思うんですけれども。お米代が高い。これ、お米を削るわけにはいかないので、要するにカット、散髪を削るということです。子どもの散髪も、メルカリで500円で手に入れた電動バリカンでやっていますという話でした。例えば、そういうところで節約をせざるを得ない。

それから、安いお米を探し求めて、自転車で暑い中、20分以上も時間をかけて、備蓄米、あるいはカルフォルニア米を安く売っているところを探し求めて、お米を買いに走るというケースもあります。

そして、光熱費問題。非常にエアコン代が、電気代が厳しいということで、仕

事が終わって家に帰ったら、まず水シャワーを浴びますと。それから扇風機の前で10分ほど体を冷やして、家事に入りますと。家事に入って、夕ごはんを食べて、体温が上がってきたところで、また水シャワーを浴びますと。それで体をまた冷やして、ようやく眠りにつきます。エアコンは使っておりませんという方もおられます。でも、命にかかわるから、使ったほうがいいのじゃないかと、私は言っているのですが、まだ若いから何とかしのいでいるのかもしれませんが。

このように節約していくのは、主食が手に入らない、非常に高くて手に入りづらいというふうな問題。それから、エアコンを使うのがためられる。ことしの猛暑で、たくさんの方が熱中症で亡くなっています。もう何年かすると、熱中症死亡者が1万人を超えるのではないかと。かつて交通事故死が1万人に増えたときに、交通戦争と言われましたけれども、熱中症戦争というのが始まるのではないかという報道をこのあいだ聞いて、ちょっとぞっとしました。

自宅で熱中症で亡くなる方が増えております。エアコンを使っていない。電気代の問題を気にされているのだと私は思います。単にクーラーが嫌いな人もたくさんいますけれど、電気代のことだと思えます。そういうことが、命につながる、直結する。まさに人間らしい暮らして何なのだろうと。

ちゃんとごはんが食べられる生活をどうして安心、安定して送れないのかということが問われるような問題に、この最低賃金になっているということを皆さん、お考えいただきたいと思っております。

今回の意見発表の文書の最後のほうに、給与の階級別のグラフを付けさせてもらいました。111ページから112ページにかけてです。詳しくは申しませんが、最低賃金から1.15倍までのところに含まれる最賃近傍労働者の数が圧倒的に増え、15年ほどで3倍になっています。

というふうなことで、ぜひお考えいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○岩永会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などございませんでしょうか。

はい、河原委員お願いします。

○河原委員

ご意見、ありがとうございました。

きょうのご発言にはなかったのですが、ここ（意見資料）に書かれている、最賃の改定を年2回にしたかどうかというご意見があります。確かに、これほど物価が上がってくると、10月に変えたものが、1年間、それではもたないんじゃ

ないかというようなご意見もよくわかります。

その中で、委員会も、このような審議会も大変だから、自動的に上げたらどうかというご意見をいただいているのですが、その方法をもしとった場合、物価が下がったときには下げるのか。いやいや、それは違うでしょうとか、そのあたりのご意見をもしお持ちでしたら教えていただきたいと思います。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部事務局長

基本的に物価が下がったからといって下げるというのは、やはり違うかなと思っています。

そのへんは、EUのフランスでしたか、どこかでやっていると思うので、その国々の先行の事例を分析、研究していかないといけないと思っています。その物価スライド制みたいな形で決まってから以降、物価が下がってないと思うんですね。まだ私にはわかりません。すみません。

○河原委員

ありがとうございます。

○岩永会長

ほか、ございませんでしょうか。

では私から、一つ質問をさせていただきます。

冒頭におっしゃっていた生存権の問題だということで、生活保護との整合性というか、最賃というのは、生活保護よりは上回るような賃金を設定すべきだということをおっしゃられたと思います。基本的には、そういうふうなことで検討していると思うのですが、先ほどおっしゃられたことをもう少し詳しく説明していただきたいのと、あとは具体的な現状認識としては、その参照すべきものから京都府は下回っているではないかということでしょうか。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部事務局長

そうですね。40代の女性で、子ども二人で、シングルマザーのケースで計算したときに、今の京都府の最低賃金では足りてないと思います。

ただ、私も生活保護者のことは詳しくないので、ネット上で、あなたの生活保護はいくらみたいな、自動的に計算してくれるソフトがあって、そこに(数字を)入れてみたら、そういうことだったということです。1,300円いくらかもらえないと、足りないんじゃないかと思ったかと思うのです。厳密じゃないかもしれないけれど、割っていると思います、下回っていると思います。

それと、生活保護って、単に給付をもらうだけではなくて、いろんな減免の制

度があると思うんですね。公共料金であつたりとか、学費であつたりとか、医療費ですね。だから、私らの周りにも低賃金の人がいて、病気になって、持病が重くなって、しょっちゅう、しょっちゅう、医者に行かなくてはならなくなったときに、働いて、こうやって医療費を払っているよりは、生活保護を受けたほうがお得だという感想を漏らす方も、そうはしてませんが、いらっしゃいます。なぜそこまでして、頑張っている、医療費を払うのって言ったら、「いや、やはり、心理的な抵抗があつてなあ」と、それをなくしてほしいということは言っていますが、そんな状況ですね。だから、実際に最低賃金で働いて医療費を払っていたら、絶対に割り損だと思います。

○岩永会長

わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

関係労使の意見発表は以上となります。

意見発表をいただいた団体、個人の皆様、発表に向けたご準備を含め、大変ご苦労さまでした。また、貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございました。

続きまして、本日までに、京都府最低賃金の改正決定について、各団体からの要請等があれば、事務局から報告をお願いします。

○川部賃金室長

令和7年度も本日までに、3団体から要請書や署名が提出されていますので、ご報告いたします。

一つ目は、京都総評から、本年6月4日付けで京都労働局長あて要請書が提出されるとともに、114ページの資料ナンバー15にありますように、7月22日に8,048筆の署名を集団陳情により提出を受け、その後、7月28日付で、追加で2,874筆のウェブ署名も含め、合計1万222筆分の「直ちに最低賃金時給1,500円への引き上げと中小企業支援策の抜本改善を求める請願署名」の提出を受けております。

二つ目は、ユニオンネットワーク・京都から、7月7日に京都労働局長あて「京都地方最低賃金審議会に関する要望書」が提出されるとともに、118ページ、資料ナンバー16にありますとおり、「全国どこでも1,500円の早期実現を求める要請書名」344筆分の提出を受けております。

三つ目は、120ページ、資料ナンバー17のとおり、令和7年7月16日、一般社団法人京都府タクシー協会から地賃審議会会長あて「地域別最低賃金額改定の金額審議について」と題する要望書が提出されております。

事務局からは以上です。

○岩永会長

ただいまの要請署名について、ご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし)

○岩永会長

それでは、本日いただいた意見発表と3団体からの要請内容を参考に、今後の審議において議論を深めていきたいと思います。

次の議事に移ります。

中央最低賃金審議会の目安答申に係る状況について、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

7月11日に今年度の地域別最低賃金改定の目安について、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長に対し、調査審議を求める諮問が行われて以降、目安小委員会が設置され、7月11日、22日、24日、29日と4回の目安審議が行われましたが、結審に至らず、第5回目安小委員会の開催が、本日午後1時から開催されることがすでに公表されています。

今後、本省から目安答申の内容が届き次第、本審委員全員にメールで共有するとともに、専門部会でも概要を説明したいと思います。

また、地賃改定額にかかる審議を行う専門部会は、本日午後2時からの第1回専門部会につきましては予定どおり開催いたしますが、8月1日午後1時30分から予定している第2回専門部会は、あす朝の時点での情報に基づき、予定どおり開催するか、延期するか判断を行い、各委員にご連絡申し上げます。

中賃目安答申をめぐる状況と今後の対応は、以上となります。

○岩永会長

ただいま事務局からありました中賃目安答申に関する説明について、各委員の方からご質問やご意見はございますでしょうか。

■沼田委員

以前に申し上げたことですが、中賃の情報については、まだ目安も出ていない

という状況は聞いており、速やかに我々に情報提供をいただくということです
が、あわせて、国が言っている、この最低賃金にかかわるいろんな交付金等の支
援ですね。中小企業等に対して支援をすることが述べられていますが、これにつ
きましても早急な情報提供をお願いしたいと重ねてお願い申し上げます。

○川部賃金室長

その点につきましては、のちほど、前回の審議会で出たことに対する回答を予
定しておりましたが、先に述べさせていただきます。沼田委員のほうから、前回、
政府の閣議決定文書で示された目安を上回る都道府県に対する補助金にかかわ
って、地方審議会での本格審議までに制度の詳細情報を示すべきだということ
を要望してほしいというのをお聞きしまして、その後、本省賃金課あてに報告は
いたしております。

ただ、本日の時点におきましても、その点にかかわる情報はこちらのほうに届
いておりませんので、今後また機会を見ながら、その都度、情報がありましたら
速やかに提供いただくように本省に伝えたいと思います。

以上でございます。

○岩永会長

その他、ご質問やご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、目安答申の内容を踏まえた最低賃金改正額の審議は、本日
午後の第1回以降の専門部会で行うこととしますので、よろしくお願いいたします
ます。

次に、前回の審議会で事務局から提出された資料の補足説明があるようでご
ざいます。

事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

前回、7月17日の第1回本審で、ご指摘、ご質問のあった点につきまして、
ご回答、または補足説明をさせていただきたいと思います。

1点目は、深沢委員からご質問のあった、毎月勤労統計調査におけるきまって
支給する給与について、いわゆる固定残業代は、所定内給与か、所定外給与のど
ちらに入るのかとのご質問をお受けいたしましたので、お答えします。

京都府企画統計課に確認したところ、固定残業代は所定内給与に入るとのこ
とでした。ただし、例えば時間外労働を月20時間と見込んで残業代を支給して
いる場合に、ある月に実際には20時間を超えて時間外労働を行った場合におけ
る実時間分の時間外手当につきましては所定外給与に含まれるということです。

それから2点目ですが、追加資料の資料ナンバー7と8をご覧ください。資料ナンバー7表2の産業別賃金支給額にある令和6年度きまって支給する給与は、前年比1.0パーセント増となっていますが、資料ナンバー8に、京都府における労働者1人当たりのきまって支給する給与額の推移における所定内給与の欄で、これの前年比につきましては3.32パーセントと大幅に増加しているけれども、これはなぜこのような差が生じるのかというご質問を沼田委員からいただきましたので、お答えします。

これも京都府企画統計課に確認しましたところ、分析はしていないということですが、考え方をお聞きしました。資料ナンバー7の表2の産業別賃金支給額の下欄外に網掛けで示しておりますが、毎月勤労統計調査は、経済センサスから母集団の推計を行っているところ、令和3年経済センサスの見直しが公表されたため、ベンチマーク更新という母集団労働者数の見直しが、令和6年1月分に行われています。

資料ナンバー7の表2の数値は、ベンチマーク更新を行った上での数値ですが、当局のほうで作成しました資料ナンバー8の令和5年までの数値は、ベンチマーク更新を行っていない数値のため、比較するのは適当でないということが判明しました。そのため、資料ナンバー8の欄外に注釈を付けて、本日、差し替え資料としてお配りをさせていただいたところでございます。

なお、令和5年までのベンチマーク更新後の数値がわかればいいのですが、「ベンチマーク更新による数値を参考のため算出したが、公表していない」ということでした。そのため、令和5年以前の給与額の修正はできないことになります。

また、前回事務局の説明の中で、この資料8を引用して、給与額の対前年上昇率を所定給与額の対前年比ととらえて、「所定内給与の上昇率3.32パーセントで見れば、消費者物価指数の総合指数2.8パーセントを上回っている」という評価をしましたが、資料ナンバー8は物価上昇を上回る賃金上昇の有無を判断する資料には適当ではありませんので、その点は、資料ナンバー7の表1の賃金の動きという欄の右下のほうにある、令和6年の実質賃金がマイナス1.6パーセントであったということから判断いただければと思います。

3点目は、伊達委員からご質問のあった、前回本審資料ナンバー12に、求人募集賃金・求職者希望賃金情報ということで、常用的パートのうち、求人募集賃金の下限平均というところを見たうえで、単に平均ではなく、もう少し議論に役立ちそうな数値、資料はないものかということでご質問を頂戴いたしましたが、その点についてお答えします。

これも職業安定課に確認させていただきましたが、この時お示した数値以上に公表できる数値、資料はないということでした。この点は、当初資料に示さ

れた数値以上の説明の範囲でご理解をお願いするということで、十分なお答えになっていませんが、ご容赦願います。

事務局のほうからは以上となりますが、ご質問内容に対する答えとして、ご理解くださいますようお願いいたします。

○岩永会長

はい、伊達委員、お願いします。

●伊達委員

先ほど説明のありました、私が前回質問をさせてもらった内容の答弁ですが、理解はできかねます。

前回発言させてもらった意図というものの説明はあえて端折らせてもらいましたが、1,058円という京都の最低賃金の金額で、どの業種がその金額、最下限の金額で募集をかけてやっているのかというような動向、傾向であったり、産業をトータル的に見たときにも、最低賃金ぎりぎりで募集をかけているような企業が多いのかというような傾向をこの審議会の中では、はっきりと把握をしたうえで審議にあたるべきだというふうに思って、前回、この下限の平均ではなしに、その平均の中の一番下の金額の部分を開示してほしいという発言をした次第でございます。

確認をした結果、これ以上のものは出せないというような返答があったということですが、データは必ずあるはずだと思いますし、下限の金額というものは、この審議の中で、一つの協議、審議をする上での材料になるのと感じたところです。

先ほどの意見発表の中でも、さまざまな現場の実態というものを発言いただいた関係からも、このような下限の部分にスポットを当てた議論というものが必要だと思いますので、無理なものは無理といわれたらどうしようもないですが、改めて、もう少し参考になるような資料、データの提供があればありがたいなと思います。意見です。

○川部賃金室長

現時点におきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりなので、最低賃金の額に近いところで募集されている産業はどういったところがあるのかという傾向など、以前お配りした資料で平均値ではありますけれども、ある程度の傾向は理解できるのではないかと思いますので、当初お配りした資料は資料で、そうした点で活用はしていただきたいと思います。それ以上にという点につきましては、また部内で検討をさせていただいて、今後、審議に資する資料としてお

出しできるものがあれば、検討してさらに皆様にお出ししていきたいと思います。少しそのへんは、具体的な対応は検討させてください。

○岩永会長

そのほか、質問はございますでしょうか。

ありませんので、次に進めたいと思います。

次回、第3回本審議会は、8月5日（火）午後4時から、京都労働局6階会議室において開催する予定ですが、専門部会での審議状況によって日程を変更いたします。

回りの審議日程について、事務局から必要な連絡をお願いします。

○川部賃金室長

8月5日に予定している第3回本審は、今後の中賃の目安答申の内容や専門部会の審議状況によって、8月6日以降に変更する可能性があるため、日程を変更する場合は直ちに、事務局から各委員と傍聴者の皆様にご連絡を申し上げます。

当初日程から変更が生じた点が一点ありますので、改めてお願いします。8月5日（火）の第4回専門部会につきましては、当初、開始時間を9時30分としておりましたが、1時間早めまして、午前8時30分からに変更させていただきたいと思いますので、大変申し訳ありませんが、各委員のご協力をお願い申し上げます。

事務局からは以上になります。

○岩永会長

今後、厳しい日程になると思いますが、委員の皆様、ご協力をお願いいたします。

以上、全体を通して何かご意見、ございますでしょうか。

●■○各側委員

（質疑なし）

○岩永会長

なければ、本日の審議会はこれで終了します。

どうもありがとうございました。